

川越市教育委員会第9回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 令和2年9月28日 午前10時
- 3 閉 会 令和2年9月28日 午後0時
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、梶川牧子、長谷川 均、嶋野道弘、佐久間佳枝
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長長岡聡司、学校教育部長内野博紀、学校教育部副部長兼学校管理課長梶田英司、教育総務部参事兼教育総務課長若林昭彦、学校教育部参事兼教育指導課長長田茂樹、学校教育部参事兼教育センター所長岡島一恵、文化財保護課長田中敦子

8 前回会議録の承認

令和2年度第2回臨時会会議録を承認した。なお、令和2年度第3回定例会会議録、第4回臨時会会議録、第5回定例会会議録、第6回定例会会議録、第7回臨時会会議録及び第8回定例会会議録については、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第33号 令和3年度当初教職員人事異動の方針・細部事項について 副部長兼学校管理課長

令和3年度川越市立小・中・特別支援学校県費負担教職員の人事異動を推進するに当たり、埼玉県教育委員会教育長から令和3年度当初教職員人事異動の方針・細部事項の通知があったことを受けて、本市における令和3年度当初教職員人事異動の方針及び細部事項を定め、人事異動の適正かつ円滑な推進を図ろうとするものである。また、本市においては、「第二次川越市教育振興基本計画」を踏まえて、適材適所、人材育成、教職員組織の充実と均衡化、教育水準の向上、再任用教職員の活用、女性教職員の積極的な登用及び障害のある教職員の適切な配置の視点から、人事異動を推進するものである。

なお、人事異動方針については、市立小・中・特別支援学校及び市立川越高等学校の人事異動に係るものとして定め、細部事項については、市立小・中・特別支援学校に係るものとして定めようとするものである。

また、市立川越高等学校については、「埼玉県立学校教職員人事異動実施要綱及び取扱要領」に基づき実施し、「川越市立高等学校教員人事応募制度の概要」により、人材を確保し、人事交流を推進していきたいと考えている。

委 員

小・中学校の教職員の平均年齢について伺いたい。

副部長兼学校管理課長

小学校教諭が36.8歳、中学校教諭が39.8歳である。

委員

若年と高齢の教職員の間で支える中堅の年齢層の教職員を拡充するための取組について伺いたい。

副部長兼学校管理課長

他市との人事交流を含めて、中堅層の拡充に努めたい。

委員

若手職員の管理職への積極的な登用について、校長や教頭に登用されている教職員の平均年齢を伺いたい。

教育長

教頭は、昨年度の例からすると41歳から、校長は47歳からの登用が可能となっている。また、原則、47歳又は48歳で校長登用となる場合については、本市以外の市町村の学校において登用となっているようである。

委員

公務員の定年退職が65歳に引き上げとなるのはいつからか伺いたい。

参事兼教育総務課長

地方公務員については、国家公務員に準じて決定されると思われるが、7、8年後を目途として、段階的に年齢の引き上げが行われると考えられる。

委員

再任用教職員について、豊かな経験をもとに、能力を発揮できる又は教職員の負担軽減に繋がる業務に携わることで、活用を図ってもらいたいと考える。

また、指導主事の主な役割について確認したい。

副部長兼学校管理課長

学校の指導が主な役割であり、具体的には教育課程、学校行事に関することについて、学校及び教職員に対し指導を行う。

委員

指導主事は、教育委員会と学校の間を繋ぐこと、また、学校の現状を吸い上げることに大きな役割を果たすと考えるが、教職員間の上下関係等によって、指導するうえで難しい面もあると聞く。例えば、再任用の退職校長が、指導主事をサポートするなど人材を活用してほしいと考えるが、配置するうえで支障はあるか伺いたい。

学校教育部長

県費負担教職員として再任用するか、市費負担教職員として採用するかによって役割が異なる。県での再任用の場合は、拠点校指導教職員として後任の指導にあた

る又は再任用の管理職としてその経験を活かすことは可能である。市費負担教職員としては、会計年度任用職員の任用であるが、生徒指導担当というかたちで、指導主事とともに学校指導にあたる業務に携わっている退職校長もいる。

委員

基本方針の7項目について、本市としての特筆すべき点について伺いたい。また、他の市町村における基本方針7項目は、本市と同じような内容か併せて伺いたい。

副部長兼学校管理課長

基本方針について、本市と他市町村において大きな違いはない。

委員

本方針において、本市の特色を示すことはできないか伺いたい。

副部長兼学校管理課長

最も大切にしたいと考えるのは、適材を適所に配置する人事異動という点である。

委員

本市が教育を作るためにどういう人事を行うか、キャッチコピーやセールスポイントなどを打ち出してもよいと考える。本市には、学力向上という施策があること、他市よりも学校数が多いこと、中核市であること、歴史・文化が豊富であることなどたくさんの特徴があるが、それが人事異動に明確に生かされないというのは、非常に勿体ないと考える。

委員

県の方針に対して、本市独自の部分や、異なっている部分について伺いたい。

副部長兼学校管理課長

原則、県の方針に沿って作成しており、基本的な部分に変更していない。

委員

本市の教職員人事異動の方針として打ち出しているので、特筆すべき点や独自性を明示した基本方針としてもらいたい。

委員

基本方針において、女性教職員の積極的な登用とあるが、何に登用することを考えているか伺いたい。

副部長兼学校管理課長

管理職への登用を考えている。

委員

具体的な登用先を、明文化しても良いと考える。また、転任・転補において、新規採用教職員を早期に複数校経験させるということだが、ひとつの学校で5、6年じっくりと経験させるという考えもあると考える。新規採用教職員については、複数校経験が基本となっているのか伺いたい。

副部長兼学校管理課長

積極的な異動により、新規採用から短い期間で、様々な学校の雰囲気やイデオロギー、地域性などを、若年層のうちに吸収できるメリットがあると考えます。

委員

この教職員はこの学校で育てたいというケースもあるため、「早期」という表現よりも、「適宜・適切な時期」などの表現でもよいと考えます。

委員

再任用教職員の人事異動方針や採用のルール等について伺いたい。また、指導主事の人事異動方針についても伺いたい。

副部長兼学校管理課長

再任用教職員の人事異動方針については、「採用等について」の項目内で示している。指導主事の人事異動方針について記載はない。

学校教育部長

指導主事については、管理職選考を通過した職員を登用しているが、管理職選考未通過の職員でも、管理職の適性や豊富な知識を有している職員については、本人及び校長の意見を参考にしたうえで登用する場合もある。指導主事を学校に戻す場合の扱いについては、教頭の状況、指導主事の赴任年数等を鑑みて検討している。

委員

指導主事の任用・登用について、方針等において明示した方がよいと考えます。

教育長

指導主事については、原則、管理職候補者の中から、教育指導・教科指導に長けた人材として教育委員会による推薦とによって、登用を行っている。

教育長

本市独自の方針を定めることを今後の課題として検討してもらいたい。また、今年度は原案通りとするが、本会議の意見を考慮しつつ、人事異動を進めてもらいたいと考える。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第2議案第34号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を求めることについて

参事兼教育センター所長

川越市立小学校教育用情報端末の取得については、川越市議会第6回定例会（9月議会）へ議案上程したものである。本来であれば、川越市教育委員会事務委任規則第2条第1項第11号の規定により、議案提出前に、教育委員会会議の議決が必要な事項であるが、緊急に処理する必要があるため、同規則第4条の規定により教育長が臨時に代理したものを同規則第5条の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものである。

川越市立小学校教育用情報端末の取得については、一般競争入札で執行しており、

取得金額 8 億 3, 9 4 6 万 6, 1 0 0 円で株式会社大塚商会川越支店支店長中村英雄と契約を締結したものであり、納入期限を令和 3 年 2 月 2 8 日とし、小学校教育用情報端末を 1 万 8, 8 2 0 台取得するものである。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第 3 議案第 3 5 号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を求めることについて

参事兼教育センター所長

川越市立中学校教育用情報端末の取得については、川越市議会第 6 回定例会（9 月議会）へ議案上程したものである。本来であれば、川越市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 1 1 号の規定により、議案提出前に、教育委員会会議の議決が必要な事項であるが、緊急に処理する必要がある、同規則第 4 条の規定により教育長が臨時に代理したものを同規則第 5 条の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものである。

川越市立中学校教育用情報端末の取得については、一般競争入札で執行しており、取得金額 4 億 6 2 4 万 4, 4 5 4 円で日興通信株式会社埼玉支社支社長杉山秀知と契約を締結したものであり、納入期限を令和 3 年 2 月 2 8 日とし、中学校教育用情報端末を 9, 2 1 9 台取得するものである。

委員

1 台当たりの端末代金について、小学校が中学校よりも 5 3 9 円高く、合計で 1, 0 0 0 万円近くの金額の違いとなるが、金額の差が生まれる理由について伺いたい。

参事兼教育センター所長

入札にかかる仕様書は同一であり、単価についても文部科学省の示す標準費用を基に設計しているため、小学校と中学校それぞれで入札を行ったことが主な理由である。

委員

市民感覚として、同じ端末の金額が小学校と中学校とでなぜ異なるのかという疑問がある。例えば、安い中学校の端末の金額を参考に、小学校の端末の金額について交渉するなどが可能なのか伺いたい。

参事兼教育センター所長

一般競争入札のため金額についての交渉はできない。入札方法は、契約課とも相談しながら、端末の質や、導入後の扱い方などを踏まえて検討しているが、前提として小学校用、中学校用として入札を分けている。また、それぞれの入札金額については、個々の業者の考えによるところである。

学校教育部長

納入先が多岐にわたることでの、設計単価の上昇も考えられる。

教育長

納入期限を令和3年2月28日とした理由について伺いたい。

参事兼教育センター所長

令和2年度中の導入完了を見据え、2月末とした。

教育長

例えば12月末など、時期を早く設定することは可能であったか伺いたい。

参事兼教育センター所長

納入期限を早めることによって、業者の入札が見込めなくなる恐れもある。事前に業者への調査をかけたうえで、可能な限り早い納入期限で検討した。

委員

具体的に端末の使用が可能となるのはいつからか伺いたい。

参事兼教育センター所長

現在校内のLAN工事及びインターネット回線の高速化に伴う工事を進めており、これらの工事の完了をもってGIGAスクール構想における整備も終了となる。工事の進捗等も学校により差があるため全校に斉の導入は難しい。運用可能な学校から随時導入していくことを考えているため、使用開始時期については学校により異なる。

委員

納入期限は、本市に物品が納入される期限であり、その後初期設定などを施すため、各学校の使用開始は更に時間がかかる。使用開始のスケジュールを伺いたい。

参事兼教育センター所長

年度内に使用開始できる学校もあるが、全校となると令和3年度である。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第4議案第36号 川越市河越館跡整備検討委員会委員を委嘱することについて
(非公開)

日程第5議案第37号 川越市山王塚古墳調査検討委員会委員を委嘱することについて
(非公開)

10 協議事項

(1) 川越市学校教育情報化推進計画について

(非公開)

11 その他

(1) 議事に先立ち教育長から、議案第36号、議案第37号は人事に関する情報であり、協議事項(1)は意思決定過程における情報にあたることから、これらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うことに決定した。

(2) 会議録署名委員として、梶川教育長職務代理者、嶋野委員が指名された。

(3) 次回教育委員会は、令和2年10月15日（木）午後2時開催に決定した。